

落札後の手続き（動産）（インターネット公売）

1 尾道市へ電話をしてください。

- (1) 入札期間終了後、尾道市が落札者（最高価申込者）となった方に落札した落札物件の売却区分番号、整理番号、尾道市連絡先などのご案内を電子メールにて送信します。
この電子メールは入札終了日に送信します。
入札したK S I 官公庁オークションのログイン ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、電子メールが届かない場合には、同じ画面で落札後の連絡先を確認し、ご連絡ください。
- (2) 電子メールに記載された尾道市連絡先に電話してください。
尾道市職員に売却区分番号、整理番号、住所（所在地）、氏名（名称）、日中の連絡先などを連絡してください。
買受代金の納付方法など今後の手続きについて、尾道市職員がご説明いたします。
- (3) 最高価申込者ご本人以外（代理人）が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受ける場合は、5の「代理人が落札後の手続きを行う場合」をご覧ください。

2 買受代金を納付

- (1) 納付していただく金額
買受代金＝落札価額－公売保証金額
- (2) 買受代金納付期限までに、尾道市が買受代金全額の納付を確認できるように納付してください。買受代金の納付方法は以下のとおりです。
 - ア 銀行口座への振り込み
尾道市から送信するメールで振込口座をお知らせします。
振込手数料は、落札者の負担となります。
類似の口座名にご注意ください。
 - イ 現金書留での送付（買受代金が50万円以下の場合に限ります。）
郵送料などは、落札者の負担となります。
 - ウ 尾道市に直接持参
銀行振出の小切手は、広島手形交換所管内のもので、かつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。
受付は、月曜日から金曜日の開庁日、8時30分から17時15分までです。
- (3) 買受代金納付期限までに尾道市が買受代金全額の納付が確認できない場合、その財産を買い受けることができなくなり、事前に納付された公売保証金は没収し、返還しません。

3 必要書類の提出など

- (1) 次の書類を尾道市に提出してください。
必要書類の提出先は、入札期間終了後に尾道市が送信する電子メールでご確認ください。
 - ア 尾道市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの

- イ 保管依頼書（買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合）
 - ウ 送付依頼書（送付による公売財産の引渡しを希望する場合）
 - エ 身分証明書（落札者が個人の場合は運転免許証の写しなど、法人の場合は商業登記簿謄本など）
- ※「保管依頼書」「送付依頼書」は尾道市ホームページからダウンロードできます。

(2) 必要書類は、郵送（郵送料は落札者の負担となります。）又は直接尾道市に持参してください。
なお、落札者本人が尾道市に来庁する場合は、次の書類をお持ちください。

- ア 身分証明書（運転免許証、パスポートなど写真付き本人確認書類）
商業登記簿謄本（落札者が法人の場合のみ）
- イ 尾道市が落札者へ送信した電子メールを印刷したもの
- ウ 印鑑

4 公売財産の引渡し

- (1) 売却決定後、尾道市が買受代金の納付を確認した後に引渡しを受けることが可能となります。
- (2) 買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、「保管依頼書」を提出してください。なお、この場合、別途保管料を負担していただくことがあります。
- (3) 送付による公売財産の引渡しを希望される場合、「送付依頼書」を提出してください。なお、送付に係る費用は落札者の負担となります。また、極端に重い財産、壊れやすい財産は送付による引渡しはできない場合があります。あらかじめ物件詳細画面をご確認ください。
- (4) 引渡し場所は、原則として尾道市の事務室内となります。
- (5) 詳細は、落札後にいただく電話などで説明します。

5 代理人が落札後の手続きを行う場合

落札者ご本人が納付や公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。

代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類を尾道市へ提出してください。

- ア 委任状
- イ 落札者本人の住所証明書（法人の場合は商業登記簿謄本など。）
- ウ 代理人の身分証明書
- エ 代理人の印鑑

※ 落札者が法人で、その法人の従業員の方が買受代金の納付または引渡しを受ける場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

※ 送付による公売財産の引渡しを希望される場合は、送付先は落札者本人宛に限ります。